様式第1号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　被措置者本人

　　主たる扶養義務者　　　　様

身延町長

老人福祉法に基づく費用徴収額決定(変更)通知書

　　次の者に係る老人福祉法第10条の4・第11条に規定する措置に要する費用について同法第28条の規定に基づき、あなたから徴収する額を次のとおり決定(変更)したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 施設名  (入所者のみ) |  |
| 費用徴収額 | 年　　　月　　　日から月額　　　　　　　　円  ただし、　　月分は、日割り　　　　　　　　円 |
| 理由 | 収入申告書・課税状況資料に基づき  　　　費用徴収基準の　　　　階層に該当 |

　　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　　　また、この決定があったことを知った日(身延町長に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。